

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

<p>（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え）</p> <p>第七條の二 法第五條第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（新設）</p>	
		<p>（新設）</p>	
<p>読み替える信託法の規定</p> <p>第百八十六條第二号</p> <p>第百九十條第二項第二号</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>数</p>	<p>読み替える字句</p> <p>口数</p>	<p>電磁的記録</p> <p>電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第三十條第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を</p>
<p>第百九十條第四項</p>	<p>事項（第百八十五條第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）</p>	<p>事項</p>	<p>受益権</p>
<p>第百九十九條及び第百二十條第一</p>	<p>受益権（第百八十五條第二項の定めのない</p>	<p>受益権</p>	<p>受益権</p>

項	る受益権を除く。）	
第二百十三条第	総数	総口数
一項及び第二項	の数	の口数

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）

第八条 法第五条の三第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

（特定資産の価格を調査する者）

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十条において同じ。）又は使用人

（略）

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法

第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることが

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一～三（同上）

（特定資産の価格を調査する者）

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十条において同じ。）

（同上）

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

できない者

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

— 弁護士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）

又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

— 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

(略)

— 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

— 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託す

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）

又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

— 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

(同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託す

る信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ (略)

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜八 (略)

九 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (略)

4 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る

る信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ (同上)

ハ 鑑定評価等業務(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第五条に規定する鑑定評価等業務をいう。以下同じ。)を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 (同上)

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 (同上)

2 (同上)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜八 (同上)

九 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (同上)

4 (同上)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、法第三十二条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第三十条の三 法第三十条第三項（法第三十二条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（法第三十条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三十条の五において同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつ

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、法第三十二条第二項（法第五十九条において準用する場合を含む。）、法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

て発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(書面による決議に関する読替え)

第三十条の四 法第三十条第九項(法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定において投資信託委託業者(法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあつては、信託会社等)が書面による決議を行う場合について信託法第一百十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百十条第二項	電磁的方法による	電磁的方法(同条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による

(書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第三十条の五 法第三十条第九項(法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)において準用する信託法第一百十条第四項、第百十四条第三項又は第百十六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者(次項におい

(新設)

(新設)

て「提供者」という。()は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第三十条の二第一項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について信託法第四百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四条第一項	効力発生日が	効力発生日(重大な約款の変更等がその効力を生ずる日をいう。以

(受益証券買取請求に関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百六条第五項	株式買取請求	受益証券買取請求
第一百六条第六項	株式買取請求 株主	受益証券買取請求 受益者
	株式会社	受託会社
第一百七条第一項	株式買取請求	受益証券買取請求

第百四條第十項	第百八十五條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項
第百四條第一項	効力発生日が	効力発生日（投資信託契約の解約がその効力を生ずる日をいう。以下この項において同じ。）が
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

2 | 法第三十二條第一項において準用する法第三十條の二第二項の規定において同條第一項の規定による請求について信託法第百四條第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百四條第十項	第百八十五條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項
		下この項において同じ。）が

第百十七條第二項	株式の 株主 株式会社 受託会社 受益証券の 受益者	株式の 株主 株式会社 受託会社 受益証券の 受益者
第百十七條第三項	株式 受益者	株式 受益者
第百十七條第四項	株式会社 受託会社	株式会社 受託会社
第百十七條第五項	株式買取請求 株式の 受益証券の 受託会社	株式買取請求 株式の 受益証券の 受託会社
第百十七條第六項	株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株式を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。） 受益証券買取請求	株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株式を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。） 受益証券買取請求

(特定資産の価格を調査する者)
 第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、
 資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法
 第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号
 イ)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることそ

第八百六十八条 第一項	株式 株式買取請求に係る 株式	受益証券と 受益証券買取請求に係 る受益証券 受託会社
第八百七十条第 四号	株式又は新株予約権 (当該新株予約権が 新株予約権付社債に 付されたものである 場合において、当該 新株予約権付社債に ついての社債の買取 りの請求があつたと きは、当該社債を含 む。)	受益証券

(特定資産の価格を調査する者)
 第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、
 資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法
 第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号
 イ)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることそ

他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会
社の役員又は使用人

(略)

弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会
社の役員又は使用人

(略)

公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(略)

公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定

他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会
社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会
社の役員

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ（略）

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四（略）

（委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第四十三条の二 法第四十九条の五第四項の規定において委託者非指図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十六条第二号	数	口数
第百九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員

ロ（同上）

ハ 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四（同上）

（新設）

することができない者

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(略)

— 弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員又は使用人

(略)

— 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (略)

— 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員又は使用人

□ (略)

八 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第四十九条

□ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

当該受託会社の役員

(同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

・ (同上)

— 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員

□ (同上)

八 鑑定評価等業務を行うことを禁止する処分を受け、その禁止

の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

2 (略)

(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十九条第一号及び第三十条第一項第二号	投資信託約款	外国投資信託約款等
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

2 | 法第五十九条の規定において委託者指図型投資信託に類する外国

の期間を経過しない者

四 (同上)

2 (同上)

(外国投資信託に関する読替え)

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第二十九条並びに第三十条第一項及び第七項	投資信託約款	外国投資信託約款等
第三十一条及び第三十二条第一項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約
(同上)	(同上)	(同上)

(新設)

投資信託の受益証券の発行者について法第三十一条及び第三十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十一条及び第三十二条第一項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約

(投資口に関する読替え)

第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第三十二条及び第三十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条第一項	株主名簿記載事項を 株主名簿	投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
第三十二条第一項第三号	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口

(投資口に関する読替え)

第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第三十二条及び第三十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条	株主名簿記載事項を 株主名簿	投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
第三十二条第三号	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口

<p>第三百三十二条第二項及び第三項</p>	<p>株主名簿記載事項を 株主名簿</p>	<p>投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿</p>
(略)	(略)	(略)
<p>(投資法人債等に関する読替え)</p> <p>第九十五条 法第三百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六百九十三条、第六百九十四条第一項及び第六百九十五条</p>	<p>社債発行会社</p>	<p>投資法人債発行法人</p>
(略)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(同上)	(同上)	(同上)
<p>(投資法人債等に関する読替え)</p> <p>第九十五条 法第三百三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六百九十三条、第六百九十四条第一項、第六百九十五条、第六百九十六条</p>	<p>社債発行会社</p>	<p>投資法人債発行法人</p>
(同上)	(同上)	(同上)

第六百九十五条 の二第三項	社債原簿記載事項	投資法人債原簿記載事項
第六百九十六条 、第六百九十七 条第一項及び第 七十条	社債発行会社	投資法人債発行法人

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第三百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み

第六百九十七条 第一項及び第七 百条	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第三百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十三条、第二十四条第二項及び第八十二条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管

替えるものとする。

(略)	読み替える法令の規定
(削る)	読み替えられる字句
(削る)	読み替える字句

理者、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

担信法第四条	(同上)	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一 動産質	(同上)			一 証券アル債権質
二 証券アル債権質				二 株式質
二ノ二 株式質				三 不動産抵当
三 不動産抵当				四 前三号に掲グルモノノ外投資法人債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ内閣府令ニ定ムル物上担保
四 船舶抵当				
四ノ二 自動車抵当				
四ノ三 航空機抵当				
四ノ四 建設機械抵当				
五 鉄道抵当				
六 工場抵当				
七 鉱業抵当				
八 軌道抵当				
九 運河抵当				
十 漁業財団抵当				

	(削る)		
担信法第四十七 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項		
担信法第四十七 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項		
担信法第四十八 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項		
	(削る)		
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一條第一項	
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一條第三項	
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七	

	担信法第八十九 条第二項		
担信法第九十一 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項		
担信法第九十一 条第三項	会社法第七百四十一 条第三項		
担信法第九十二 条第一項	会社法第七百四十一 条第一項		
			申立ヲ為シ又ハ企業 担保権ノ実行ノ申立 ヲ為スコトヲ得
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の九第八項ニ於テ 準用スル会社法第七百 七条	
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項ニ於テ 準用スル会社法第七百 四十一條第一項	
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項ニ於テ 準用スル会社法第七百 四十一條第三項	
		投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項ニ於テ 準用スル会社法第七百	

(略)	担信法第四十八 条第三項	百四十一条第一項
(略)	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項におい て準用する会社法第七 百四十一条第三項
(略)		
(同上)	担信法第九十二 条第三項	四十一条第一項
(同上)	会社法第七百四十一 条第三項	投資信託及び投資法人 に関する法律第百三十 九条の十第二項に於て 準用スル会社法第七百 四十一条第三項
(同上)		